こども誰でも通園制度

名古屋市乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）実施事業者の公募に係る説明会

令和7年4月24日(木)

名古屋市子ども青少年局

保育部　幼保企画課

【出席確認】

右の2次元コード読み込んで頂き、アンケートにご回答くださいますようお願いします。

説明会への出席確認とさせて頂きます。

次第

Ⅰ．概要 3

Ⅱ．公募内容 11

Ⅲ．事業実施モデルケース 38

Ⅳ．公募スケジュール、応募方法等 41

Ⅴ．質疑応答

Ⅰ．概要

1．事業の目的

全ての子どもの育ちを応援し、子育て家庭に対する支援を強化するため、

- 0歳6か月から満3歳未満までの未就園児を対象として、
- 保護者の就労要件を問わず、
- 月10時間までの利用を上限とした　　通園支援を実施するもの。

		0歳～2歳	3歳～5歳
就労要件	あり	保育所、認定こども園等	
	なし	こども誰でも通園制度	幼稚園 ※ 満3歳～小学校就学前まで

⇒　保育所等に通っていないこどもも含め、全ての子どもの育ちを応援

2. 経　緯

次元の異なる少子化対策を進めるとして、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」中で、今後3年間に集中的に取組む「加速化プラン」において位置づけられた具体的な施策の1つ。

R7.4.1　改正児童福祉法施行　⇒　「乳児等通園支援事業」として制度化

R8.4.1　改正子ども・子育て支援法施行　⇒　「乳児等のための支援給付」の創設

⇒　**全自治体で実施（新たな給付制度）**

3. 意　義

① こども

・こども同士、こども社会の中で関わり合うことができる

・専門的な視点を持つ保育者と関わることで、心の発達が促進される

② 保護者

・育児の悩みを相談できる

・子育て中の孤独感、負担感が軽減される

（参考）
乳児等通園支援事業と一時預かり事業（一時保育事業）の比較

	乳児等通園支援事業	一時預かり事業
制度的な位置づけ	法律に基づく給付制度（R8～）	市町村が実施主体となる補助事業
実施自治体	全ての自治体（1,741）で実施	1,269自治体で実施
事業の目的	子どもが園に「通園」することで、家庭では得られない経験を通じ、「全てのこどもの育ちを応援する」ことを主な目的とする。	保護者の方の仕事や親族の介護、病気、また、リフレッシュのために一時的に子どもを「預かる」ことで、「保護者の立場からの必要性」に対応することを主な目的とする。
本市における利用料	300円／時間	1,200円／6時間 1,600円／8時間 2,000円／10時間まで

4. 令和7年度の事業のあり方（国）

事　項	内　容
① 利用可能時間	10時間／月
② 対象施設	保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等（「等」は駅前等の利便性の高い場所や空き店舗などを想定）
③ 対象	0歳6か月～満3歳未満の未就園児
④ 利用方式	・「定期利用」：事業所、曜日、時間を固定 ・「柔軟利用」：事業所、曜日、時間を固定しない
⑤ 実施方式	・一般型：在園児とは別に定員を設定し、専従職員を配置 （在園児合同又は専用室独立実施） ・余裕活用型：施設の利用児童が、利用定員の総数に満たない場合に、空き定員枠を活用
⑥ 補助単価	0歳：1,300円／時間、1歳：1,100円／時間、2歳： 900円／時間

5. 事業開始に伴う影響

（1） 市民

・ 乳児等支援給付費の支給を受けるためには、本市による「認定」必要。

・ 本市に認定申請を行い、区役所により対象子どもであること（0歳6か月以上満3歳未満、保育所等を利用していない）を確認した上で認定を受ける。

※ 実際の運用では、乳児等支援給付費は、法定代理受領方式により、原則、事業者に対して直接支払うことになる。

（2） 事業者

・ 本事業は認可事業としての位置づけとなることから、設備や職員配置について、本市の「認可」を受けることが必要 （令和7年度～）

・ 乳児等支援給付費に係る対象事業者として問題ないか、施設の運営規定や事故発生防止等について、本市の「確認」を受けることが必要 （令和8年度～）

・ 事業開始後、職員の配置や必要な設備などの遵守すべき基準が守られているかについて、本市の指導監査を受けることが必要 （令和7年度～）

6. 利用者・事業者・市の関係性

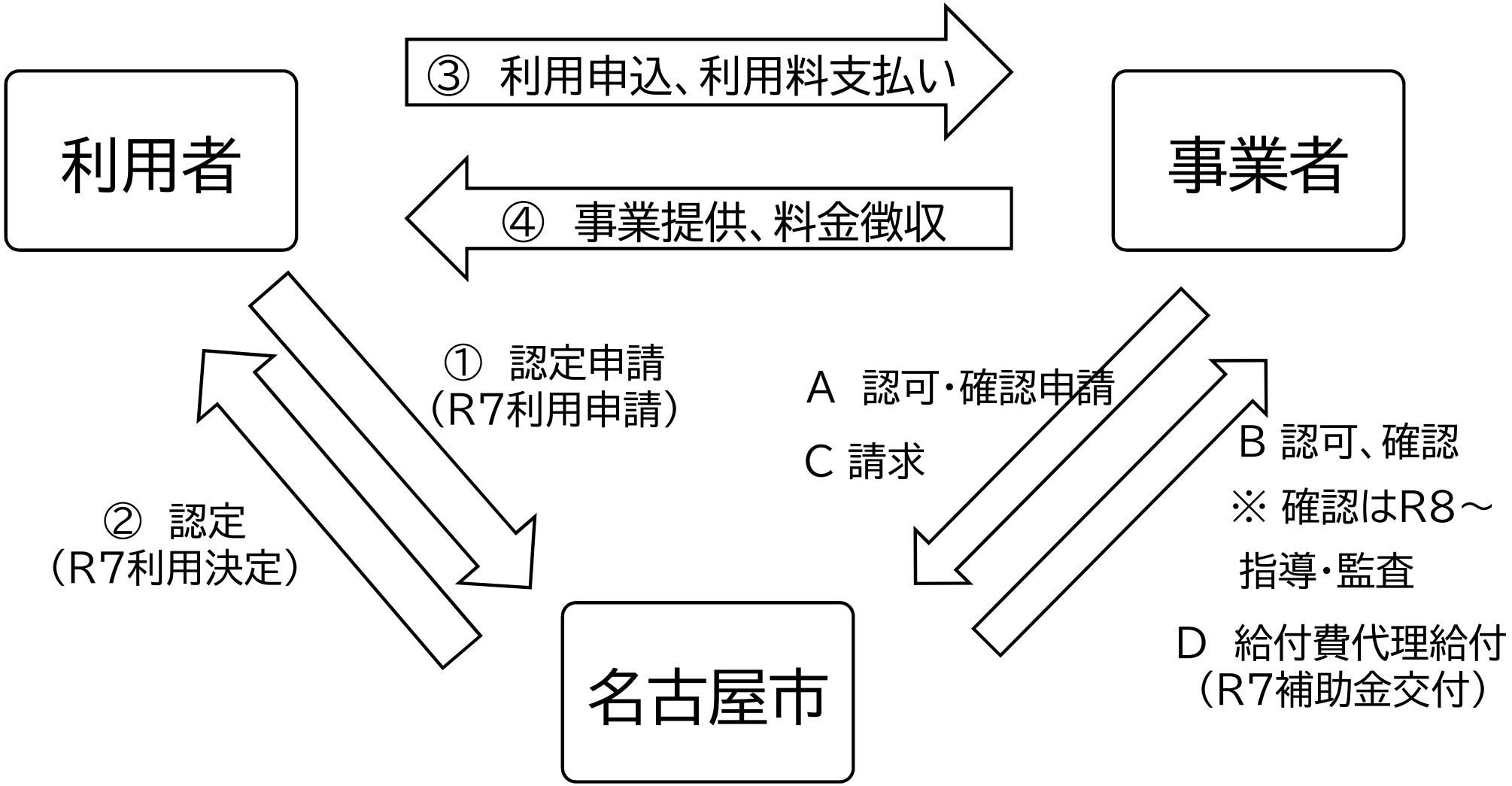

7. 総合支援システム（国）

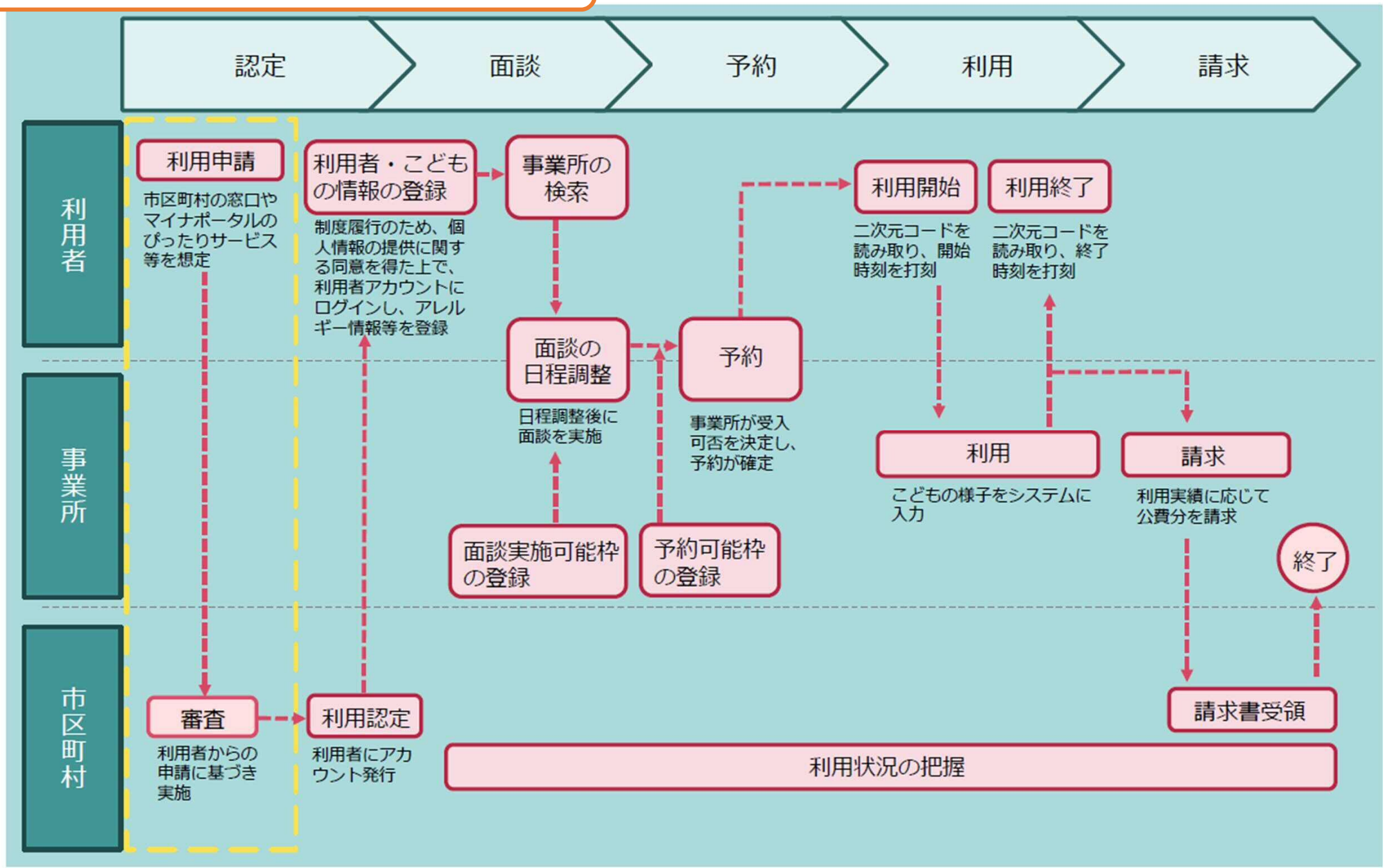
認定
面談
予約
利用
請求
利用者
事業所
市区町村
利用申請
市区町村の窓口やマイナポータルのぴったりサービス等を想定
利用者・こどもの情報の登録
制度履行のため、個人情報の提供に関する同意を得た上で、利用者アカウントにログインし、アレルギー情報等を登録
事業所の検索
面談の日程調整
日程調整後に面談を実施
予約
事業所が受入可否を決定し、予約が確定
利用開始
二次元コードを読み取り、開始時刻を打刻
利用終了
二次元コードを読み取り、終了時刻を打刻
利用
こどもの様子をシステムに入力
請求
利用実績に応じて公費分を請求
終了
面談実施可能枠の登録
予約可能枠の登録
審査
利用者からの申請に基づき実施
利用認定
利用者にアカウント発行
請求書受領
利用状況の把握

7. 総合支援システム（国）

総合支援システムにより、以下の対応が可能となる。

（1）予約管理： 利用者による予約

（2）データ管理：事業者における子どもの情報の把握、市町村における利用状況の確認

（3）請求書発行：事業者から市町村への請求

※ 令和7年度の事業実施に係る補助金については、令和8年度4月に実績確認を行い、5月中に一括交付予定。（国のシステムは使わず、書面による請求）

Ⅱ．公募内容(概要)

1．応募資格

(1)市内に所在する認可を受けた次のいずれかの施設を運営している法人等。

ア　保育所

イ　認定こども園

ウ　幼稚園

(2)財務内容が不適切でなく、次のすべての項目に該当する法人等

ア　債務超過や直近3か年の連続した損失計上がないこと

イ　公租公課の滞納がないこと

ウ　経営状況に係る懸念事項がないこと

(3)名古屋市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4)名古屋市乳児等通園支援事業実施要綱及び本公募要項その他関連法令等に従った運営ができること。

2. 利用児童

(1)利用児童

市内に居住する0歳6か月～満3歳未満の子どもで、保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、居宅訪問型保育事業所又は企業主導型保育事業所を利用していないもの。認可外保育施設に通っている市内に居住する0歳6か月～満3歳未満の子どもは対象となる。

なお、令和8年4月以降は、名古屋市外に居住する子どもも対象となる予定。

(2)利用可能時間

利用児童は、1月あたり10時間を上限として利用することが可能。1回あたりの利用時間は1時間を下限とし、30分単位での利用とする。

2. 利用児童

(3)利用料

ア　利用料は、子ども1人1時間あたり300円とする。1時間以上の利用については、30分単位で実施することも可能とする。この場合、30分に係る部分の金額については、1時間の単位に1／2を乗じて算出する。

イ　利用料は、実施施設が利用者(保護者)から直接徴収する。

ウ　給食費、おやつ代及びおむつ代等の実費負担については、保護者同意の上、実施施設においてそれぞれ定めた金額を徴収することができる。なお、給食等の提供を行う場合においては、衛生管理やアレルギー対応など、適切な実施に留意すること。

2. 利用児童

【減免対象者に係る利用料】

区　分	子ども1人1時間あたりの利用料
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	60円
市民税所得割額77,101円未満の世帯	90円
要保護児童対策地域協議会登録児童のいる世帯等のうち、利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯	150円

3. 募集内容

(1)募集数及び区分

今回の公募は次の表の区分ごとに募集数を定めるものとする。なお、ある区分について募集数の上限に達しない場合には、予算の範囲内で他の区分の募集数の上限を超えて選定を行う。

【募集数の区分】

区分	募集数	定員設定
全年齢設定	各区1か所、 上限16か所	すべての年齢の受け入れを必ず設定するもの 例1:0歳1人、1歳1人、2歳1人 例2:0歳1人、1歳2人、2歳2人 例3:0歳2人、1歳2人、2歳2人
自由設定	各区1か所、 上限16か所	受け入れ年齢を任意に設定するもの 例1:2歳3人 例2:1歳2人、2歳1人 例3:1歳3人、2歳2人

3. 募集内容

（2）実施場所

市内において、申込法人等が現に運営している保育所、認定こども園又は幼稚園（以下「保育所等」という。）の敷地内で実施すること。

（3）実施方式

実施方式については、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）第20条に定める一般型乳児等通園支援事業（以下「一般型事業」という。）により実施すること。

3. 募集内容

一般型事業とは、定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受け入れを行う方式である。

ア　専用室独立実施

基本的に本制度の対象となる子ども同士で過ごす形態。実情に応じて在園児と一緒に過ごすことも可能。多くの子どもと関わりを持てるよう、在園児と交流する機会を積極的に設けること。

イ　在園児合同実施（専用室あり）

受け入れは専用室で行い、基本的な生活や活動は在園児と合同で実施する。

ウ　在園児合同実施（専用室なし）

すべての時間帯を通じて、在園児と共に過ごすことが基本となる。

3. 募集内容

【本公募における実施方式】

<table>
<tr><td>区分</td><td colspan="3">一般型事業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施方式・
専用室</td><td rowspan="2">専用室
独立実施</td><td colspan="2">在園児合同実施</td></tr>
<tr><td>専用室あり</td><td>専用室なし(注1)</td></tr>
<tr><td>認可(注2)</td><td colspan="2">保育所等の一部専用室の認可を外し、
本制度の専用室として認可(転用)</td><td>多目的室、一時保育室等
を共用認可(注3)</td></tr>
</table>

(注1)賃貸物件を活用した保育所は、「在園児合同型・専用室なし」のみ実施できる。
(注2)認可権者と事前協議を行う必要がある。
(注3)本体園の保育室の共用認可は不可。また、他の事業と併せて設置する際は、当該事業等の利用者の処遇に支障がない場合に限り、設備及び職員を兼ねることができる。

3. 募集内容

① 一般型（専用室独立実施型）

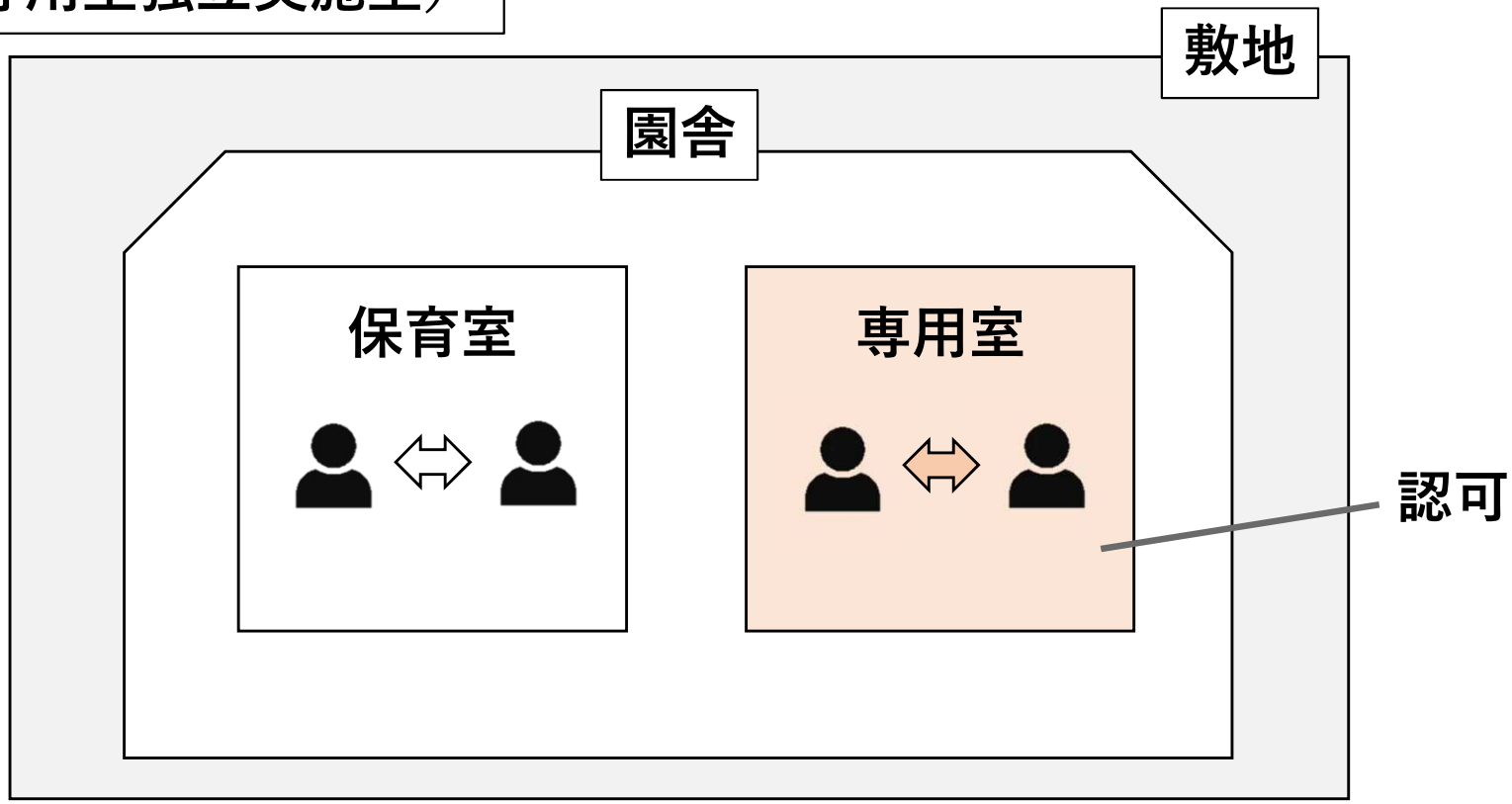

・在園児とは別に、本制度を利用するこども同士で過ごす

・活動内容や時間帯によっては、実施事業所の実情に応じて在園児と一緒に過ごすことも可能（例：園庭における交流）

（認可方法）

保育所等の一部専用室の認可を外し、本制度の専用室として認可（転用）

3. 募集内容

② 一般型（在園児合同型・専用室あり）

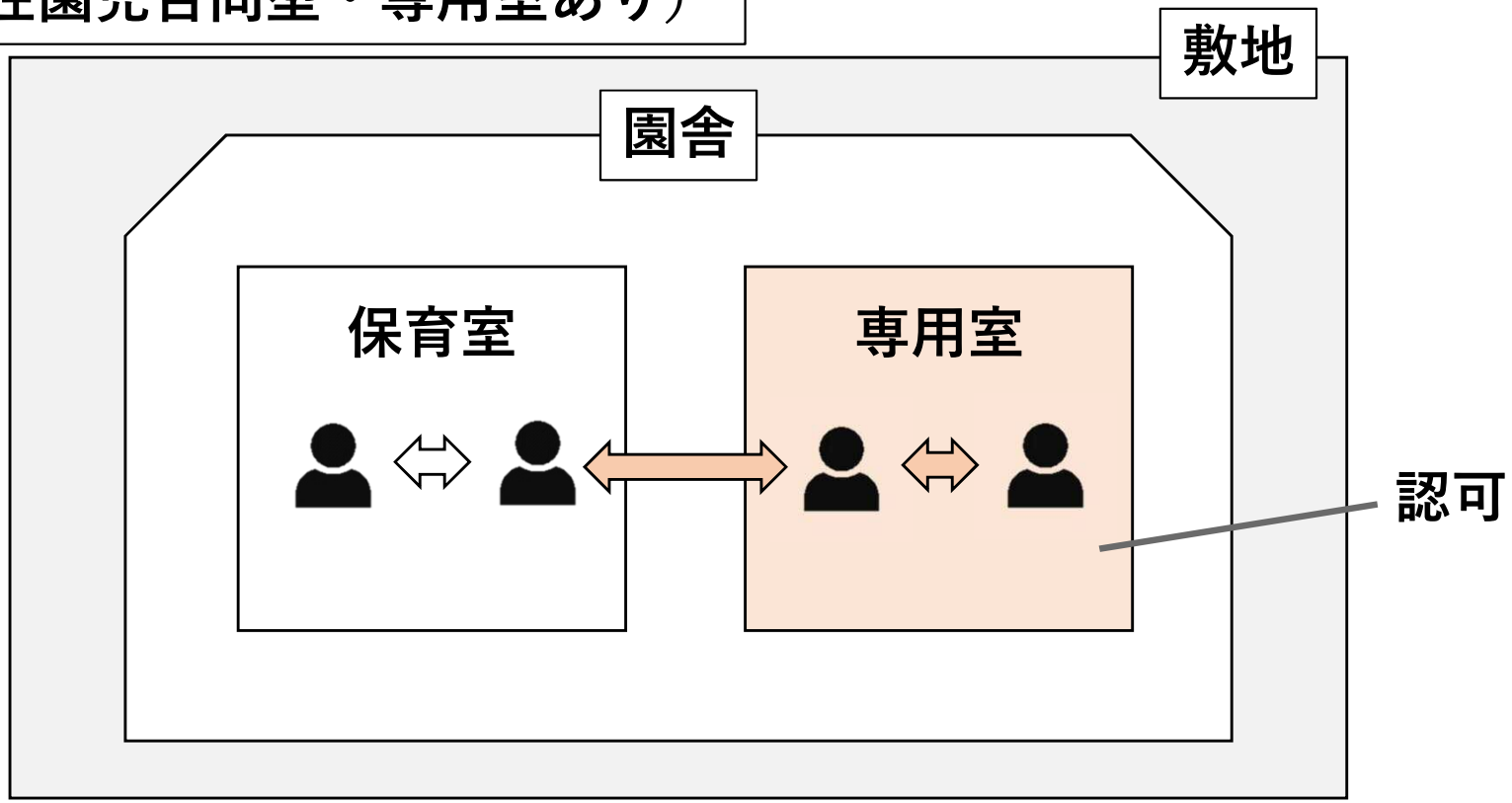

・在園児と一緒に過ごす

・受入れは専用室で行い、基本的な生活や活動は在園児と合同で実施

・活動内容や時間帯、こどもの状況など実情に応じて、専用室を活用

（認可方法）

保育所等の一部専用室の認可を外し、本制度の専用室として認可（転用）

3. 募集内容

③ 一般型（在園児合同型・専用室なし）

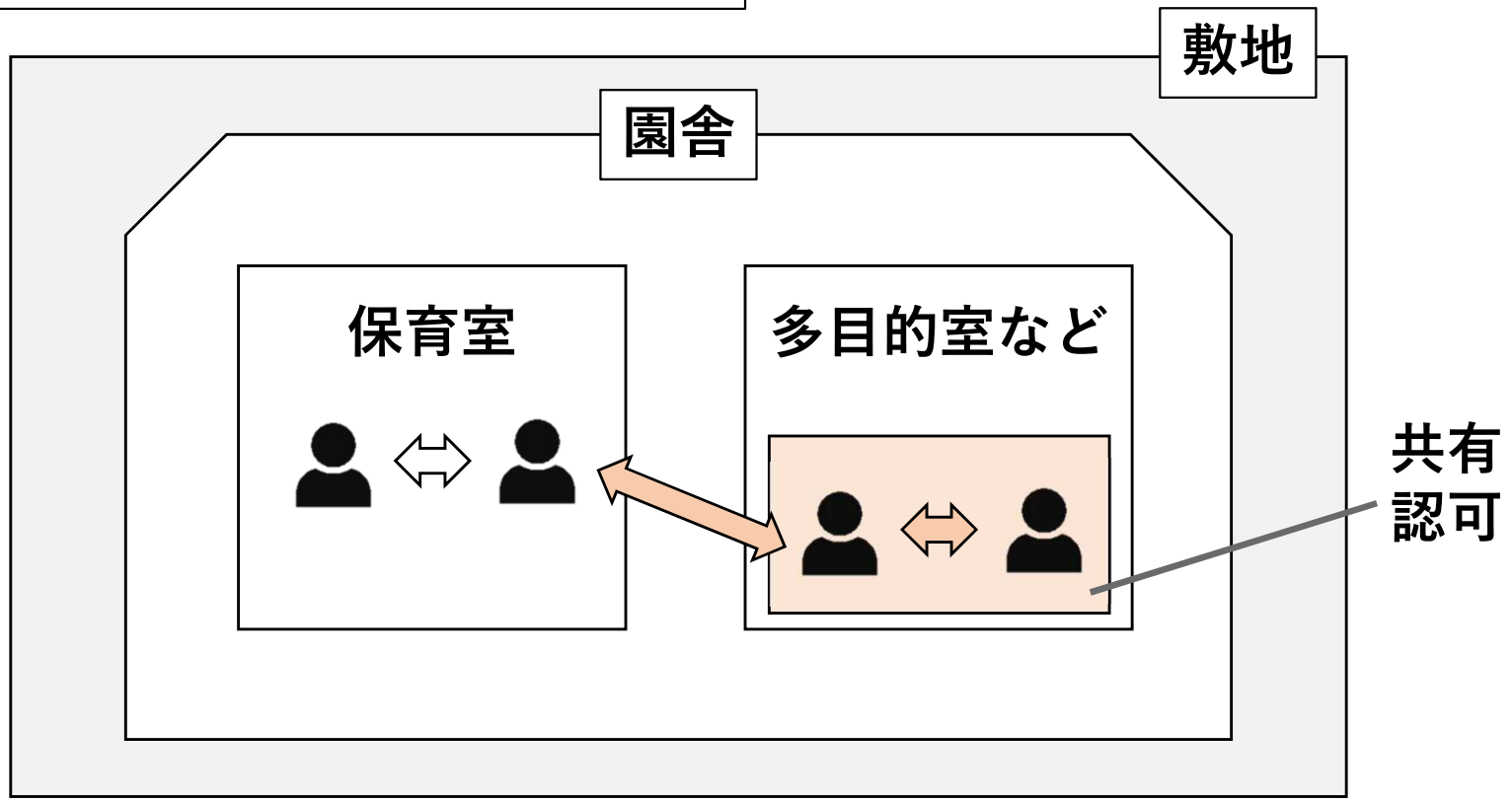

・在園児と一緒に過ごす

（認可方法）

多目的室などに共有認可（認可権者と事前協議）

※ 保育室などの必要諸室は、共用認可ができない

※ 賃貸物件を活用した保育所は、この方式で実施

3. 募集内容

(4)認可定員

原則として、0歳6ヵ月から満3歳未満の子どもを対象とした6人以内。利用可能枠の範囲内であれば、6人を超えることも認める。

(5)利用可能枠(定員×時間×日数)

本事業における事業実施施設の利用可能枠は、定員、開所時間及び開所日数をかけ合わせることで算出する。

令和7年度は、令和7年10月から令和8年3月末までの6か月間で、1事業所当たり半年間2,160時間を上限として設定すること。

(例) 3人×6時間×20日×6か月＝2,160時間

6人×5時間×12日×6か月＝2,160時間

★評価ポイント
2,160時間の範囲内でより多くの利用可能枠を設定することが望ましい。

令和7年度中は、当初に設定した定員、開所日及び開所時間の変更は認めない。

また、開所日は可能な限り定期的な開催となるようにすること。

3. 募集内容

（6）事業開始日

原則として、令和7年10月1日（水）から事業を開始すること。ただし、特別の理由があると認められる場合には、11月1日又は12月1日に事業を開始することを認める。

（7）開所日

月曜日から土曜日のうち毎週3日以上開所すること。ただし日曜、祝日及び12月29日から1月3日及び長期休業日等、実施施設の定める休日を除く。

（8）開所時間

本事業を併設する保育所等の開所時間の間で、1日あたり3時間以上開所すること。また、事業の実施時間は30分単位で設定すること。

なお、開所時間は連続する必要はなく、「【午前の部】1時間30分、【午後の部】1時間30分」のように断続的な開所とすることも可能とする。断続的に開所する場合、1回あたり1時間以上の開所が必要であり、それ以降は30分単位で時間を設定すること。

3. 募集内容

（9）提供する事業の利用方式

本事業の利用については、次のいずれかの利用方式とすること。ただし、認可定員の内、最低1人以上は柔軟利用の受入れを行うこと。

ア　定期利用　　利用する事業所、曜日、時間帯を固定して受入れる方法

イ　柔軟利用　　利用する事業所、曜日、時間帯を固定せずに、定期的でなく柔軟に受入れる方法

3. 募集内容

（10）食事の提供について

原則として、食事を提供することを求めないが、事業者の判断において提供することが可能である。

ただし、食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。食事の提供方法の概要等は次の表のとおり。なお、調理に携わる者は、月1回の検便を実施すること。

また、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて（令和7年2月12日こども家庭庁成育局長通知）」の「第2総則5食事」の事項を遵守すること。

3. 募集内容

【食事の提供方法】

	自園調理	外部搬入	持参方式
概要	設内で調理し、提供する方法	施設外で調理し、運搬する方法	保護者が調理した弁当等を持参する方法
留意事項	当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。		利用児童の保護者に弁当等を持参させる場合は、喫食するまでの間、適切に保管をするなど衛生面について配慮すること。

3. 募集内容

(11)乳児等通園支援総合システム

本事業の実施に当たっては、面談予約、利用申込の受付、請求書の作成等を「乳児等通園支援総合システム」で行うため、事業者においてインターネット環境の整備等、事業の実施に必要な体制を整えること。

4. 乳児等通園支援事業の設備・運営基準等

(1)建物

原則として、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室については、法人等が現に運営している保育所等の1階に設けること。乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階に設ける建物は、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準第21条第8号に規定する要件に該当すること。

また、昭和56年新耐震基準に基づき設計された建物であるなど、応募時点で耐震に関して安全性が確認されていること。ただし、昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工した建物の場合、耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類が必要となる。

4. 乳児等通園支援事業の設備・運営基準等

（2）必要設備等

必要な設備等は、次の表のとおり。また、詳細な設備・運営基準については、公募開始時（5月1日（木））に市公式ウェブサイトに掲載する予定の次の規定を確認すること。

ア　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

イ　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて

ウ　名古屋市乳児等通園支援事業実施要綱案（暫定版）

エ　名古屋市乳児等通園支援事業の認可の基準等に関する要綱案（暫定版）

4. 乳児等通園支援事業の設備・運営基準等

【必要設備等】

区　分	内　容
職員の配置	乳幼児の年齢及び人数に応じて保育従事者を配置し、そのうち保育士を1／2以上とすること （参考）配置基準　　0歳児　3人につき1人 1・2歳児　6人につき1人 保育従事者の数は2名を下ることはできないが、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育所等の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士1名で処遇できる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士1名とすることができる。 保育士以外の保育従事者は研修（子育て支援員研修等）を修了した者等

保育所等と一体的に乳児等通園支援事業を運営する場合の職員配置イメージ（例）
（設備運営基準第22条第３項第１号関係）

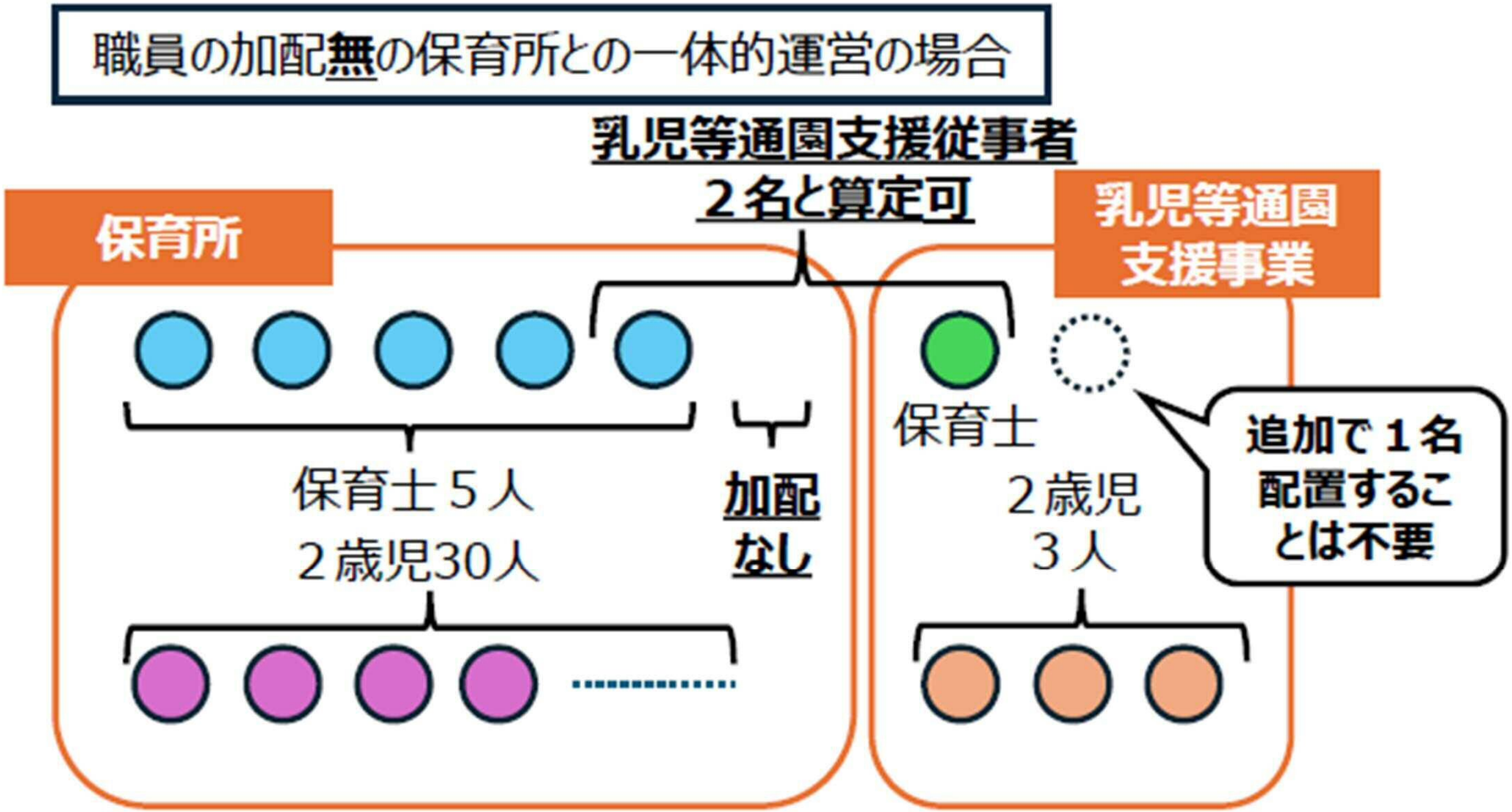

（参照）令和7年2月14日 こども家庭庁成育局長 通知
「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」

4. 乳児等通園支援事業の設備・運営基準等

【必要設備等】

区　分	内　容
乳児室又はほふく室の面積	乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上
保育室又は遊戯室の面積	満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上
必要な設備	乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室、便所（利用する子どもの年齢を踏まえた設備であること）

4. 乳児等通園支援事業の設備・運営基準等

【必要設備等】

区　分	内　容
その他	①　防犯及び事故防止 　利用乳幼児の安全を確保するため、防犯及び事故の防止に関し必要な措置を講じなければならない。 ②　非常災害対策 　非常災害に備え、利用乳幼児及び職員の一時的な滞在に必要な食料及び飲料水を備蓄するよう努めなければならない。 ③　帳簿 　職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。 ④　暴力団の排除 　その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

5. 補助

(1)事業実施に係る補助金

令和7年度については、「名古屋市乳児等通園支援事業実施要綱案(暫定版)」に基づき事業の運営を行い、補助を受けるものとする。乳児等通園支援事業に係る補助金は、次の表のとおりである。

なお、補助基準額とは、低所得者世帯等の利用料に関して、一部を補助するものである。

また、令和7年度における基本分、加算分及び補助基準額の交付時期については、6か月分をまとめて令和8年5月頃の交付とする。

なお、令和8年度以降は、国の政省令の改正状況をふまえ、本市が定める条例の基準に適合する必要があり、補助ではなく公定価格に変更する予定である。

5. 補助

区分		補助金 （子ども1人1時間あたり）
基本分	0歳児	1,300円
	1歳児	1,100円
	2歳児	900円
加算分	障害児加算	400円
	要支援家庭の子ども加算	400円
	医療的ケア児加算	2,400円
補助基準額	生活保護世帯	300円
	市町村民税非課税世帯	240円
	市民税所得割額77,101円未満の世帯	210円
	要保護児童対策地域協議会登録児童のいる世帯等のうち、利用者負担額を軽減することが適当であると認められる世帯	150円

※　30分に係る部分の金額については、1時間の単価に1／2を乗じて算出する。

5. 補助

(2)開設準備に係る補助

ア　開設準備に係る経費については、予算の範囲内において、次の表のとおり補助金を交付する。補助基準を超える額、補助対象外の経費については事業者の自己負担となる。

【開設準備補助】

項目	内容	補助基準額	補助率
開設準備経費	開設にあたり整備する備品及び消耗品費	500,000円	3／4
	事業を実施する場所の安全対策等のために改修等に要する経費		

5. 補助

イ　補助金交付決定

開設準備に要する見込額と補助基準額とを比較し、低い方の額に補助率を乗じて得た金額を補助金の交付決定額とする（様式10）。

ウ　実績報告及び補助額の確定

開設準備完了後ただちに、実績報告書及び本市が定める必要書類を提出すること。提出された実績報告書に基づき、補助金額を確定する。

エ　補助金の交付

開設準備完了後、実績報告書の提出により交付額を確定し、一括して交付することとする。なお、応募時に設定した事業所の開設日までに完了しない場合は、原則補助対象外となる。

Ⅲ. 事業実施モデルケース

1. ケース①

補助金＋利用料　0歳　1,600円（1,300+300）
1歳　1,400円（1,100+300）
2歳　1,200円（900+300）

（例）定　　員：　0歳2名、1歳1名、2歳1名　（利用率60%想定）
実施日　：　月、水、金（12日/月）
実施時間：　9時～16時（7時間）
利用可能枠：4名×7時間×12日×6月＝2,016時間
職　　員：　保育士1名（本体園と一体的に運用）

○収入

（1,600×2+1,400+1,200）× 7時間 ＝ 40,600円/日
40,600 × 12日/月 ＝ 487, 200円/月
487, 200 × 12月 ＝ 5,846,400円/年
5,846,400 × 60% ＝ **3,507,840円/年**

2. ケース②

補助金＋利用料　0歳　1,600円（1,300+300）
1歳　1,400円（1,100+300）
2歳　1,200円（900+300）

（例）定　　員：　0歳2名、1歳2名、2歳2名　（利用率60%想定）
実施日　：　月、水、金(12日/月)
利用可能枠：6名×5時間×12日×6月＝2,160時間
実施時間：　9時～11時30分、14時30分～17時(5時間)
職　　員：　保育士1名(本体園と一体的に運用)

〇収入

（1,600+1,400+1,200）× 2名 × 5時間 ＝ 42,000円/日

42,000円 × 12日/月 ＝ 504,000円/月

504,000円 × 12月 ＝ 6,048,000円/年

6,048,000 × 60% ＝ **3,628,800円/年**

3. ケース③

補助金＋利用料　0歳　1,600円（1,300+300）
1歳　1,400円（1,100+300）
2歳　1,200円（900+300）

（例）定　　員：2歳6名　（利用率60%想定）
実施日　：月～金(20日/月)
実施時間：9時～12時(3時間)
利用可能枠:6名×3時間×20日×6月＝2,160時間
職　　員：保育士1名(本体園と一体的に運用)

〇収入

1,200円 × 6名 × 3時間 ＝ 21,600円/日
21,600円 × 20日/月 ＝ 432,000円/月
432,000円 × 12月 ＝ 5,184,000円/年
5,184,000円 × 60% ＝ **3,110,400円/年**

Ⅳ. 公募スケジュール、応募方法等

1. 公募スケジュール

区　分	日　程
公募開始日	5月1日(木)
質問期限	5月7日(水)
質問書に対する回答日	5月9日(金)
応募書類事前提出期間(電子メール)	5月1日(木)～5月13日(火)
応募書類事前確認期間(面談)	5月1日(木)～5月16日(金)
応募書類の提出期限	5月30日(金)
実施事業者選定	6月27日(金)
認可申請書類提出期限	7月18日(金)

※　面談は、期間の終了直前に集中することが予想されますので、できるだけ早い日程での予約をお願いします。

【事業者選定後のスケジュール等】

今後のスケジュール及び発出予定の事務連絡は以下のとおり。

時　期	内容
8月頃	事業の利用方法、国の総合支援システムの利用方法に関する事務連絡
8月上旬	利用申請開始
8月中・下旬	令和7年度の補助申請（運営費、開設準備経費）に係る事務連絡
9月中旬	認可通知
10月1日（水）	事業開始
10月中旬	認可、確認変更に関する事務連絡
3月頃	令和8年度以降の給付費支払いスケジュールや請求事務に関する事務連絡

※　国の検討状況等を踏まえ、事務連絡の発出時期は前後する可能性があります。

2. 応募方法

(1)質問の受付　期限:5月7日(水)

別紙3「質問書」を電子メールで送信すること。電子メールの件名には、施設名を記載すること。質問に対する回答は、本市公式ウェブサイトに掲載予定。

メールアドレス　　：a2524-04@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp
電子メールの件名　：「【(施設名)】【質問】誰でも通園公募」

2. 応募方法

(2)応募書類事前提出(電子メール)　5月1(木)～5月13日(火)

「事前提出」の書類については、5/1公募開始時に、本市ウェブサイトからダウンロードし、ワード及びエクセル形式のデータを電子メールにより提出すること。

※　本公募に関するアンケートに、応募書類の事前提出書類の様式を添付

電子メールの件名には、施設名を記載すること。電子メール以外の方法による提出は認めないため留意すること。

また、電子メールの送付後には、幼保企画課に電話し、前日までに面談の予約をすること。

※　面談は、期間の終了直前に集中することが予想されますので、できるだけ早い日程での予約をお願いします。

メールアドレス　　：a2524-04@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp
電子メールの件名　：「【(施設名)】【事前提出】誰でも通園公募」
幼保企画課　　：052-972-4645(面談の予約)

【事前提出書類】

1. （様式1） 応募書
2. 決算書又は決算報告書・収支報告書等決算書に類する書類、過去3期分（損益計算書及び貸借対照表。個人の場合は確定申告提出書類）
3. （様式5） 事業計画書
4. （様式7） 乳児等通園支援事業の職員について
5. 物件の現況平面図、敷地現況図、建物配置図
6. 昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工された場合、耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類（該当する場合のみ）

2. 応募方法

(3)応募書類事前確認(面談)　5月1日(木)～5月16日(金)

電子メールで提出された(2)の書類について、名古屋市役所に来庁の上で事前確認を受けること。

面談の際には、事前提出書類を1部持参すること。

※　面談は、期間の終了直前に集中することが予想されますので、できるだけ早い日程での予約をお願いします。

2. 応募方法

(4)応募書類の提出　期限:5月30日(金)

ア　別紙1に記載の提出書類を、書面により、正本1部、副本3部を提出すること。また、提出書類一覧(別紙1) の番号によりインデックスをつけるとともに、左側に2か所穴を開け、ひもで綴じること。

イ　電子メールにより、ワード及びエクセル形式のデータを提出すること。

ウ　提出書類は、本公募における選定以外の目的で使用しない。

エ　提出書類は、名古屋市情報公開条例(平成12年名古屋市条例第65号)に基づき、非公開情報(個人情報、法人・個人に不利益を与えると認められるもの等)を除き、行政文書として情報公開の対象となる。

2. 応募方法

オ　提出書類に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は事業者が負う。

カ　書類の提出後に辞退する場合は、書面（別紙4）により届け出ること。

キ　提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。提出後は、差し替え又は再提出は認めませんが、本市が必要と認める場合に限り、提出書類の修正又は追加資料の提出を求めることがある。

メールアドレス　　：a2524-04@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp
電子メールの件名　：「【（施設名）】【提出書類】誰でも通園公募」
幼保企画課　　：052-972-4660（提出書類）

3. 選定方法

（1） 実施事業者の選定にあたり、事業者の能力及び提案の評価を公正かつ客観的に行うため、評価基準に基づき、評価委員により書面審査を実施し、名古屋市が決定する。

（2） 地域や施設類型のバランス等を踏まえ総合的に審査を行う。

（3） 評価結果は、応募した事業者に対し、文書等により通知する。

4. その他

(1)無効となる応募

ア　本公募要項に示した応募資格を有しない事業者による応募

　応募資格があることを確認された事業者であっても、選定までの間に応募資格を有しないこととなった事業者は、応募資格を有しない事業者に該当するものとする。

イ　提出書類に虚偽の記載がされた応募

ウ　本公募要項に示した提出書類の作成及び提出に関する条件に違反した応募

(2)選定後に次のいずれかの事項に該当する場合、選定を取り消す場合がある。また、今後の他の事業に係る公募等の選定において不利な取扱いを受ける場合もある。

ア　選定後に応募資格を有しない者となった場合

イ　提出書類に虚偽の記載がされていたことが判明した場合

ウ　応募内容と異なった設置や運営内容を行った場合

4. その他

(3)応募における書類作成等に関して必要となる一切の費用は、事業者の負担とする。また、選定の結果、事業を実施できない場合に費用が発生した場合においても、事業者の負担とする。

(4)本公募による選定が、定員数までの児童の利用を保証するものではない。

(5)事業を休止又は廃止する場合には、施行予定である名古屋市乳児等通園支援事業の認可の基準等に関する要綱案(暫定版)に定める手続きに従うこと。

(6)その他必要な事項は別に定める。

アンケートの提出をお願いします。

○ 以下の2次元コードを読み込み、本公募に関するアンケートへのご回答をお願いいたします。説明会への出席確認とさせて頂きます。

○ アンケートに、応募書類の事前提出書類の様式を添付していますので、あらかじめご準備くださいますようお願いします。

各種様式、設備運営基準等は、5月1日(木)の公募開始時に、本市ウェブサイトに掲載予定です。(ページID:185550)

お問合せ先

名古屋市子ども青少年局　幼保企画課

こども誰でも通園制度 担当　横井、清水

TEL　:052−972−4660

メール　:a2524-04@kodomoseishonen.city.nagoya.lg.jp